

就学援助新入学用品費の補助について

○ 援助額 【年額】

■ 新入学用品費

支給金額	40,600円（新小学校1年生） 47,400円（新中学校1年生）
支給時期	平成31年3月下旬（就学援助費3回目支給と同時振込予定）
支給方法	保護者口座へ振込

新入学用品費が入学前に支給されるようになるよ。

○ 対象者

以下の①～③の条件を全て満たす方

- ① 平成31年4月に村立小中学校等へ入学する児童生徒の保護者
- ② 「平成30年度就学援助（準要保護）」の要件に該当する方
- ③ 中城村内に居住している方

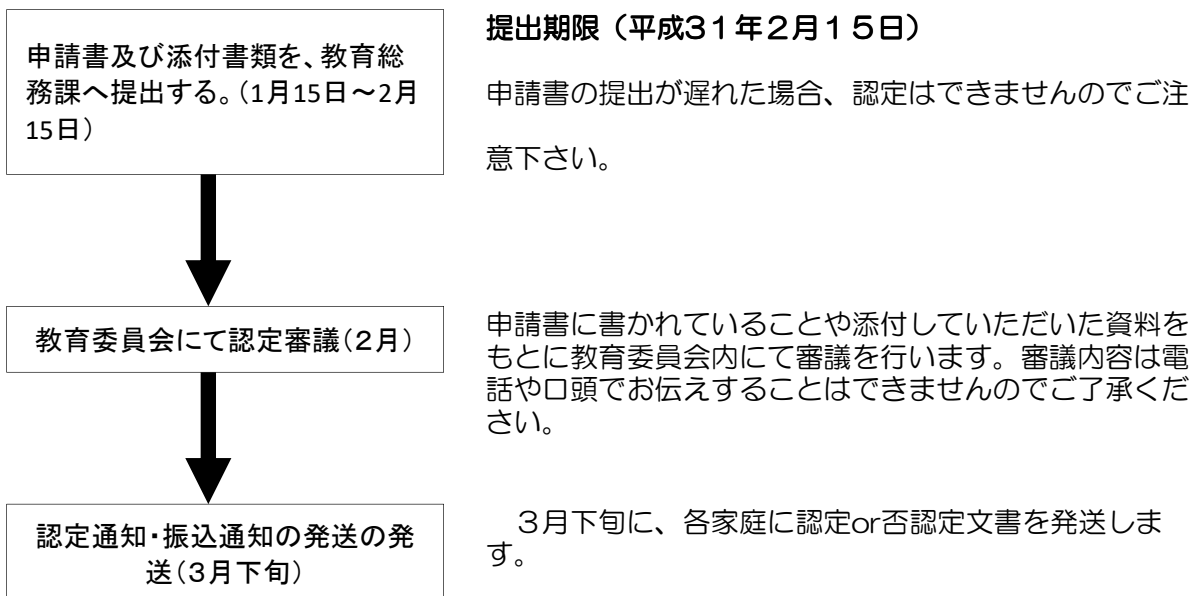
○ 申請

申請期間 平成31年1月15日（火）～2月15日（金）

○ その他

※平成30年度就学援助（準要保護世帯）に認定されている世帯は、新たに新入学用品費の入学前支給の申請は必要ありません。今年度認定世帯に次年度小中学新1年生がいれば支給されます。平成30年度認定世帯でない場合は、申請が必要です。
※就学援助制度は毎年度申請が必要です。平成31年度の申請は、4月～5月を予定しています。
※平成31年4月に村外へ転出予定の場合は、教育総務課にご連絡ください。

○ 申請から認定までの流れ～



お問い合わせ先 中城村教育委員会
教育総務課学校教育係 TEL：895-3276





平成30年度就学援助新入学用品費入学前支給のお知らせ



中城村では、平成31年4月に村立小中学校および国公立小中学校等へ入学する児童生徒及び保護者で、就学援助の要件に該当する方を対象に、新入学用品費の入学前支給を実施します。

～ 新入学用品費入学前支給を受けることができる世帯の範囲 ～

(準要保護)

生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っている方（おおむね次の事項にある方が該当します）

- (1) 生活保護を受けていたが、生活保護廃止になった方。
- (2) 村民税が非課税の方（世帯全員が所得割・均等割ともに課せられていない方）
- (3) 児童扶養手当を受給されている方。
- (4) 世帯の収入が基準額未満の方。（下記表を参照）

【収入基準額】・・・目安となる基準

世帯人数	世帯の構成	※総収入額
2人	親1人、小学生1人	約152万円
3人	両親、小学生1人	約201万円
3人	両親、中学生1人	約213万円
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約217万円
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約262万円
5人	両親、幼児1人、小学生1人、中学生1人	約292万円
6人	両親、幼児1人、小学生2人、中学生1人	約339万円

※ 世帯員全員の収入が対象です。

「総収入額」＝所得控除前の金額（手取りの金額ではありません）

上の表に記載している総収入額は、おおよその目安です。基準となる金額は世帯の構成や年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する場合は申請することをお勧めします。

～ 申請に必要な書類 ～

- ① 就学援助申請書（兼同意書・委任状）・・・・・・・・・・ **教育総務課**
- ② 住民票謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **中城村役場住民生活課**
- ③ 平成30年度の所得課税証明書（収入のある方全員）・・・ **中城村役場税務課**

※②、③については世帯の収入状況及び住民情報等を教育委員会が確認することについて、**同意する場合は提出不要です。（申請書の「同意します」に○をつけた場合）**

また、平成30年1月1日に中城村以外の市町村に住んでいた場合は、その市町村から発行される「所得課税証明書（所得控除内訳あり）」を必ず提出して下さい。

- ④ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給している方のみ。）
- ⑤ 診断書（現在治療中の疾病や怪我がある方のみ）
- ⑥ 生活保護廃止および停止通知の写し（生活保護が廃止または停止された方のみ。）
- ⑦ その他添付書類

上記以外でも、生活の状況を知らせるために必要な書類を提出していただく場合があります。どんな書類を添付する必要があるのかわからない場合は、下記の連絡先までご相談ください。

○ 提出期限および提出先

提出期限・・・ **平成31年1月15日～2月15日**

提出先・・・ **教育総務課(村民体育館内)**

お問い合わせ先
 中城村教育委員会
 教育総務課学校教育係
 TEL：895-3276

